

## 6 利用取消に係る使用料の規定一覧表

### 草加市

施設名	利用取消に係る使用料の規定
アコスホール	1. 申込日から使用日の60日前まで・・・使用料の25%（還付額：使用料の7割5分の額） 2. 使用日の59日前から使用日の14日前まで・・・使用料の50%（還付額：使用料の5割の額） 3. 使用日の13日前から当日まで・・・使用料の100%（還付額：なし）
草加市文化会館	1. 申込日から使用日の60日前まで・・・使用料の25%（還付額：使用料の7割5分の額） 2. 使用日の59日前から使用日の14日前まで・・・使用料の50%（還付額：使用料の5割の額） 3. 使用日の13日前から当日まで・・・使用料の100%（還付額：なし）
上記以外の全施設	使用日の7日前から取消料100%。それ以前は取消料なし。

### 越谷市

施設名	利用取消に係る使用料の規定	
越谷コミュニティセンター	大ホール・小ホール・展示ホール	使用日の5か月前の日の翌日から2か月前の日の同日まで50% 使用日の2か月前の日の翌日から100%
	上記以外の全施設	使用日の1か月前の日の同日まで50% 使用日の1か月前の日の翌日から100%
越谷市中央市民会館・越谷市北部市民会館	使用日の19日前から前日まで50% 使用当日は100%	
越谷市日本文化伝承の館 こしがや能楽堂	能舞台を使用する場合、申込日から使用日の2か月前の同日まで50% 能舞台を使用しない場合、申込日から使用日の1か月前の同日まで50% 上記期日後の取消しは、100%	
総合体育館	使用日の3か月前の1日から使用日の1か月前まで30% 使用日の7日前まで50%使用日の6日前から100%	
地区センター・公民館	使用日当日は100%	
越谷市民球場・しらこぼと運動公園競技場	使用日の6日前から100%	
上記以外の屋外体育施設・男女共同参画支援センター「ほっと越谷」	使用日の2日前から100%	

### 八潮市

施設名	利用取消に係る使用料の規定
八潮市民文化会館（八潮メセナ）ホール、展示室	使用日の2か月前の日の翌日から100%
八潮市民文化会館（八潮メセナ）ホール、展示室以外の施設	使用日の14日前から100%
八潮市勤労福祉センター（八潮メセナ）集会室	使用日の2か月前の日の翌日から100%
八潮市勤労福祉センター（八潮メセナ）集会室以外の施設	使用日の14日前から100%
上記以外の施設	使用日の14日前から100%

### 三郷市

施設名	利用取消に係る使用料の規定	
三郷市文化会館	ホール及びホールに付随して利用する施設	申込日から使用日の2か月前の同日まで50% 上記以外の取消しは、100%
	上記以外の施設	申込日から使用日の1か月前の同日まで50% 上記以外の取消しは、100%
三郷市鷹野文化センター	ホール及びホールに付随して利用する施設	申込日から使用日の2か月前の同日まで50% 上記以外の取消しは、100%
	ホール以外の施設	使用日の9日前から50% 使用日の2日前から100%
三郷市青少年ホーム・三郷市勤労者体育館・三郷市総合体育館 三郷市立コミュニティセンター・三郷市立東和東地区文化センター 三郷市立彦成地区文化センター・三郷市立高州地区文化センター 三郷市立北公民館・三郷市立高州地区体育館・三郷市岩野木集会場	使用日の9日前から50% 使用日の2日前から100%	
上記以外の施設	使用日の9日前から100%	

### 吉川市

施設名	利用取消に係る使用料の規定
全施設	使用日の9日前から100%

### 松伏町

施設名	利用取消に係る使用料の規定
松伏町中央公民館 田園ホール・エローラ	使用日の3か月前の日の翌日から100%
上記以外の全施設	使用日の14日前から100%